

平成19年度 第2回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 平成19年10月23日（火） 13時30分～15時05分

2. 場 所 鹿屋体育大学 大学院棟2階「演習室Ⅳ」
国立スポーツ科学センター 3階「テレビ会議室」

3. 出 席 者
学外委員 岡崎、加賀谷、仮屋、西田の各委員
学内委員 芝山、井上、松下、児玉、三觜の各委員

4. 列 席 者
坂東監事、齋藤学長補佐、吉武学長補佐、西菌学長補佐

5. 内 容

1) 開 会

議事に入る前に、事務局から会議のスケジュール及び配付資料の確認が行われた。

2) 前回議事要旨確認

平成19年度第1回経営協議会の議事要旨について確認された。

3) 審議事項

（質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。）

- (1) 鹿屋体育大学における公的研究費の適正管理に関する規程の制定並びに鹿屋体育大学の研究活動に係る行動規範及び鹿屋体育大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程の一部改正について

三觜委員から配付資料に基づき、鹿屋体育大学における公的研究費の適正管理に関する規程は、公的研究費の管理を研究機関の責任において行うための体制整備及び研究者、事務職員が公的研究費を適正に運営・管理するために必要な事項を定め、鹿屋体育大学の研究活動に係る行動規範及び鹿屋体育大学における研究活動の不正行為については、事務職員としての責務を追加すること等の一部改正を行うことの説明があり、委員から以下の質疑が行われた後、原案のとおり了承された。

○ 鹿屋体育大学の研究活動に係る行動規範第8（1）の条文中「事務職員」という言葉が2度使われ、用語の使用法が不的確ではないか。

● 研究費の事務処理を行う事務職員がその他の事務職員に対し分かりやすいようにルールを定める必要があり、あくまで一般名称の事務職員として表記している。行動規範として全般的なことを定めていることとしてご理解いただきたい。

○ 鹿屋体育大学の研究活動に係る行動規範第8（3）の条文中「柔軟に

対処するよう留意」は、不正行為を助長することとなるのではないか。

- この条文は、事務職員の事務処理について、硬直的、画一的に行うのではなく、研究活動を十分に理解し、柔軟に処理する旨を行動規範として規定したものであり、不正行為を防止するための具体的なルール、事務処理の方法等については他の規定で定めることとしている。

(2) 目的積立金の使用指針について

三觜委員から配付資料に基づき、目的積立金の使用指針は、平成 19 年度当初予算に計上した目的積立金 47,624 千円の執行に当たって、大学としての説明責任を担保する観点からその使用用途を新たに作成する必要がある、また、今年度の目的積立金の執行計画として、講義室の改修等に 24,300 千円を充てること及び緊急の必要性があったことから当該改修を夏期休業中に実施したことについて、経営協議会の事後承認を求めることの説明が行われ、委員から以下の質疑が行われた後、原案のとおり了承された。

○ 目的積立金の使途は、施設・設備のハードを念頭においているのか。また、今回の講義室の改修では併せて教壇、椅子、A V 機器等の設備が措置されているようだが、概算要求の対象となる施設・設備と目的積立金にて措置する施設・設備との関係はどうか。

- 基本的に概算要求及び施設整備費補助金にて可能なものについては要求していく予定である。目的積立金の使用は教育研究の環境改善のために、主に施設・設備のハードを措置することを念頭に置いており、決算で剰余の生じた資金を有効に活用することとしている。

なお、今回の講義室の改修は講義室に必要な不可欠な附属設備を含めて整備するものである。

5) 報告事項

(1) 平成 18 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について

三觜委員から配付資料に基づき、国立大学法人評価委員会から、本学の評価は、「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供」、「その他業務運営に関する重要事項」の 4 つの項目についてそれぞれ「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」との評価を受けたとの報告が行われた。

(2) 平成 18 事業年度財務諸表の承認について

三觜委員から配付資料に基づき、平成 18 事業年度財務諸表について平成 19 年 9 月 11 日付けで文部科学省から承認を受けたことの報告が行われた。

(3) 平成 20 年度概算要求について

三觜委員から配付資料に基づき、平成 20 年度概算要求として文部科学省へ提出した運営費交付金対象事業のうち、文部科学省から財務省へ提出された事項について報告が行われた。

(4) 平成 19 年度予備費執行計画について

三觜委員から配付資料に基づき、平成 19 年 8 月末現在の予備費のうち 56,914 千円について執行計画を立案したことの報告が行われた。

(5) 平成 19 年度予算執行計画について

三觜委員から配付資料に基づき、平成 19 年 9 月末現在で今年度予算の執行見込及び自己収入について精査したところ、人件費の執行見込みに 83,194 千円の残余が生じ、自己収入について年度当初より 13,000 千円減少する見込みであるため、予算執行計画全体について見直し、未だ執行計画が確定していない 70,194 千円のうち 56,986 千円について執行計画を立案したことの報告が行われた。なお、本議題に関連して、本日欠席の委員から以下の意見があったことの紹介があった。

- 北京五輪に向けて、大学の関係者、代表選手に対してのバックアップをできる限り行うとともに、海外オリンピックチームの事前キャンプとして J O C を通じアピールし、海外選手との交流を行くことも重要ではないか。

(6) 鹿屋体育大学広報戦略アドバイザーの設置について

三觜委員から配付資料に基づき、広報活動及び社会連携活動の推進を図るために、学外有識者等に対し当該業務を委嘱する「鹿屋体育大学広報戦略アドバイザー」制度を新たに創設し、平成 19 年 8 月 20 日付けで地元の有識者 1 名に対し委嘱を行ったことの報告が行われ、委員から以下の質疑があった。

- 給与を支払わないと規定してあるが、アドバイスをいただくのであれば、それなりの謝金を支給するべきと思うがどうか。
- 市町村の何々大使と同じようにボランティアとして委嘱している。活動に必要な経費、例えば名刺の作成、旅費の予算措置は行っているが、謝金は支払っていない。
- 将来的には、何名程度を委嘱する予定なのか。
- 3 名程度の方に委嘱することを考えている。
- やはりボランティアではなくて、アドバイザーとして効果的な活動を行うためには、無報酬ではなく、謝金を措置する必要があると考える。
- 現在委嘱している広報戦略アドバイザーの方のご厚意に甘えている面があるので、今後謝金の支出について今年度の活動状況を踏まえ、その結果により検討すべきは検討していきたい。

(7) 国立大学改革の今後の方向性について

井上委員から配付資料に基づき、文部科学省は今後進めたい改革の方向性として「国立大学法人の経営基盤の強化」を打ち出しており、そのため、時代や社会の要請に応える体制づくりとして「経営・教学組織面の見直し」、財政基盤の強化として「財政システム面の見直し」の 2 つの大きな柱を立てて改革を進める見込みであることの報告が行われた。

6) 鹿屋体育大学学内外の諸情勢について

松下委員から、平成 20 年度第 3 年次編入学試験及び AO(SS)入試の結果、平成 19

年度大学説明会・体験授業実施結果及び日本体育学会第 58 回大会における広報活動について報告が行われた後、西菌学長補佐から平成 19 年 6 月から 9 月までの学生の競技成績及び競技成績優秀者に対するコンディショニング支援について、井上委員から第 1 回 NIFS ジュニアスポーツキャンプ in おおすみの事業についてそれぞれ配付資料に基づき報告があり、委員から以下の質疑があった。

- 女子アスリートの動向については注目されているところだが、AO 入試、第 3 年次編入学試験の女子の志願者及び合格者は昨年度と比較してどのような状況で、その結果及び原因について大学としてどのように考えているのか。
- 女子の合格者については、AO 入試が 6 名から 4 名に、第 3 年次編入学試験が 9 名から 4 名にそれぞれ減少しており、また、志願者についても減少していることから、今後、聞き取り調査等を行い、原因を分析するとともに、広報活動を充実させていきたい。
- 第 1 回 NIFS ジュニアスポーツキャンプ in おおすみの事業についてどのような広報活動を実施したのか。
- ホームページ及び紙媒体の配布等の募集活動を行った。
- 当該募集活動だけでなく、事業内容を DVD に編集して報道機関に提供するなど、積極的なアプローチが必要ではないか。そうすることで、報道機関が取り上げ易くなり、大学の広報活動の効果が上がるのではないか。

7) その他

芝山議長より、次の開催日程について平成 20 年 1 月 17 日（木）にテレビ会議システムにより、大学と国立スポーツ科学センターで開催する予定との発言があった。